

2023

宇治市空き家関連補助金



-  **1 就業場所の確保**
空き家等を事務所や店舗に改修する費用を補助
-  **2 地域コミュニティスペース創生事業**
地域交流の場として利用可能なリフォーム、除却費用を補助
-  **3 狭小地等解消補助金**
空き家がある狭い土地を隣地と一体的に活用する費用を補助
-  **4 三世代近居住宅支援事業**
三世代で近居する場合に、子育てに必要な住宅改修を補助
-  **5 空き家活用アドバイザー事業**
まちづくり推進のため、利活用などの提案を行う業務に補助
-  **6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金**
高齢者や子育て世帯向けバリアフリー化等の改修を補助

各事業の詳細は裏面、
または宇治市ホームページをご覧ください。



お問い合わせ
宇治市住宅課空き家対策係 0774-21-0418

| | | |
|---|---|--|
| 1 空き家等利活用推進補助金(就業場所の確保) | | |
| 【補助対象】 ・宇治市内で新たに空き家を改修し就業場所の確保につながる事業をおこなう既存事業者 | 【補助額】 改修に要した経費の2分の1 (100万円が上限) に加え、エリア加算25万円 | 【補助内容】 就業場所を確保するために市長が必要と認める工事にかかる費用の一部を補助。 例：○事業所の移転、新規の店舗や事業所の増設、店舗兼住宅の店舗部分の改修。 他 |
| 2 空き家活用促進まちづくり支援補助金(地域コミュニティスペース創生事業) | | |
| 【補助対象】 ・子育てにやさしいまちづくり対象エリアの空き家等を活用して、地域の交流拠点として地域コミュニティスペースを創生するもの | 【補助額】 改修、又は除却に要した経費の2分の1 (100万円が上限) | 【補助内容】 1. 空き家の改修費用 ○サロンやカフェなどの交流施設 ○子どもの居場所や学童保育など、子育て支援施設他として活用する場合に限る。 2. 空き家の除却費用 ○コミュニティガーデンなどとして、活用する場合に限る。 |
| 3 狭小地等解消推進補助金 | | |
| 【補助対象】 ・狭小地(50m ²)、又は無接道地に存する空き家の敷地の隣地統合のために、新たに補助対象物件を購入、又は売却する買主、又は売主 | 【補助額】 事業に要した経費の2分の1 (買主、又は売主それぞれ50万円が上限) | 【補助内容】 ○買主、又は売主が売買に際して負担する仲介手数料 ○買主、又は売主が所有権移転登記、合筆登記、相続登記等に際して負担する経費 ○買主、又は売主が狭小地等に存する空き家等の除却に際して負担する経費 |
| 4 三世代近居住宅支援事業(空き家型) | | |
| 【補助対象】 ・宇治市内で新たに空き家を活用し三世代近居を行う世帯。 ※ 収入要件あり | 【補助額】 リフォームに要した経費の2分の1(100万円が上限) に加え、空き家加算25万円、 エリア加算25万円 | 【補助内容】 三世代近居をするために空き家のリフォーム工事にかかる費用の一部を補助。 例：子ども部屋を増やす、子どものためトイレを和式から洋式に変更する など。 |
| 5 空き家活用促進まちづくり支援補助金(空き家活用アドバイザー事業) | | |
| 【補助対象】 ・中宇治地域の空き家所有者に対し、利活用提案を行うもの | 【補助額】 事業に要した経費の10分の10 (100万円が上限) | 【補助内容】 ○具体的な活用提案のための詳細調査設計 ○利用希望者への情報発信、市場調査 ○利活用計画に基づくマッチング |
| 6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金 | | |
| 【補助対象】 ・宇治市内で新たに空き家を住宅確保要配慮者専用住宅に登録し、バリアフリー改修や耐震改修等を行うもの | 【補助額】 改修に要した経費の3分の2 (100万円が上限) | 【補助内容】 ○バリアフリー改修工事 (例：手すりの設置、段差解消、浴室・トイレの改良、転倒防止等) ○子育て世帯対応改修工事 (例：子どもの事故防止設備の設置、防犯設備の設置、防音・遮音工事等) 他 |